

令和5年度 第3回豊能町教育委員会会議（6月定例会）会議録

日 時： 令和5年6月29日（木） 午後2時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	富永 彰一
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	仙波 英太郎
	教育総務課長	吉澤 亘
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	竹内 弘明
	生涯学習課長	千歳 あや乃
	生涯学習課主査	小嶋 均
	教育総務課主事	横山 悟士

傍聴者： 2名

会議次第

○審議事項

第5号議案 豊能町指定文化財の指定について

○各課・室からの報告

【教育長】

それでは会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名です。過半数に達しておりますので、ただいまから令和5年度第3回豊能町教育委員会会議6月定例会を開会いたします。なお坂口委員からは、所用により事前に欠席の旨、連絡が入っております。次に会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。本日の審議事項は、第5号議案「豊能町指定文化財の指定について」の1件でございます。それではこの案件につきまして、説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

それでは第5号議案「豊能町指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。議案書の1枚目をご覧ください。今回、文化財指定をしようとする文化財につきましては、中段あたりに書いております、名称、元禄元年山論境界絵図。種別、有形文化財（美術工芸品）。時代、江戸時代。形態・員数、歴史資料1幅。作者、絵師日置清左衛門。所有者、吉川自治会。所在地、吉川自治会館でございます。提案理由としましては、令和5年3月9日付、文化財保護委員会の意見書を受け、豊能町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、本文化財を豊能町指定文化財に指定するため、本案を提出するものです。詳細の説明の前に、豊能町指定文化財として指定しようとするに至った経緯を説明いたします。平成29年の春頃、当時の吉川自治会会長より、吉川自治会館に当該資料が保管されているという連絡を受け、文化財保護委員会で資料を確認。当該資料は文化的に価値が高いものと思われ、さらに調査を進め町指定文化財として保護していく必要があると考えたため、平成29年9月、教育委員会で当該古地図の借用を受け、目録を作成し文化財指定に向けた詳細の調査に取りかかりました。資料は合計30点あり、当初は30点すべてを一括して文化財指定する予定でしたが、地図の傷みが甚だしく、閲覧が困難な状態なものもありました。指定された文化財につきましては公開が原則であるため、一括指定となるとすべての地図を補修し、公開・閲覧に耐え得る状態にしなければならず、時間的にも財政的にも負担が大きいため、文化財価値の高いものから順次補修してその都度、文化財指定を目指すこととなりました。今回指定しようとする文化財につきましては最初に補修されたもので、令和2年度に補修されております。補修後に関係自治体の池田市や箕面市への調査や専門家からの意見を聞きつつ進め、令和5年3月の文化財保護委員会で指定相当であるとの意見書をいただき、今回議案を上程しております。それでは資料の内容について説明いたします。議案書の2枚目以降が調書になっております。どのような文化財であるか、また指定する理由につきまして順にご説明いたします。本日は実際に補修された地図を持ってきておりますので、ご覧いただきたいと思っております。まだ文化財として指定されていないため、公開ができないということで写真等の資料はつけておりませんのでご了承ください。この資料は元禄年間の山論、つまり山の所有者や利用者の境界についての紛争が起こった際、それぞれの境界を裁定したという資料になっております。それでは資料を今から見ていただきます。説明につきましては文化財保護担当の小嶋から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

【生涯学習課主査】

それでは説明いたします。先ほどの概略の通りこの地図の目的は山の境界、黒線の部分を確定したということが趣旨であります。この地図の範囲ですが非常に広く、吉川村、さらには、笹部村、箕面村、一庫村、東畦野村、平野村、新田村、多田院西多田村、矢頭村、滝山村、出在家村、池田村まで猪名川の流域をすべて網羅しています。東の方では、野間村、野間口村、余野村、川尻村、上止々呂美村という形で、余野川流域を示しております。この時、余野川は川尻川や止々呂美川、久安寺川という名前で表記しております。猪名川もここでは国崎川、一庫川という表記で書いてあります。亀山道が書いてありまして、猪名川へ続く銀山道が書いてあります。また、山下道という形で、道が表記されております。他にも、現在は道になっていませんが、この中心にありますのが長尾大道と申しまして、五月山の古江村からゴルフ場を経まして、尾根線をきて現在の東ときわ台に通ずるような古代の官道であります。長尾大道という形で、かつては非常に多く利用されたようですが、現在は廃道になっておりまして、東とき

わ台地区あたりに痕跡だけ残っております。ここ図に慈恩寺というお寺がありますが、現在、池田市吉田町に移転されています。ここに図中黒線があり細かいところを書いてあり、地図のポイントになります。読みにくいですが土器割とか、ミなき里尾とか、地盤石とか堀切とか、風口黒石と書いてあります。この境界ポイントは図面においてそれぞれがここにありますがということを示しています。黒線はミなき里の尾根伝いにあり慈恩院のところまでが境界だということを示しています。現在ではこのあたりが高速の止々呂美インターあたりになっています。図中のこの辺がちょうど箕面森町あたりになっていて慈恩寺のところには燈籠跡が残っており、非常に広域の地図であります。この趣旨から申しますと、細郷七ヶ村である伏尾村、東山村、中川原村、木部村、古江村、横山村、吉田村の七ヶ村と下止々呂美村の山の権利を争ったものなのですが、吉川村になぜ伝わっているかと申しますと、吉川村の田んぼが図中に存在し、この山の地域に吉川村の権利がおよんでいたため、下止々呂美村と細郷七ヶ村が裁定したのですが、当然同じ権利者ですから、下止々呂美村から吉川村へ送られたということになっています。そしてその経緯がすべて裏の裏書にあり、攝州豊嶋郡細郷六ヶ村、川邊郡横山村与、同國豊嶋郡下止々呂美村山論之事、細郷よ里ハ當村内山、豊嶋郡にて拾石二斗四升七合川邊郡東長尾山にて五石式斗年貢出之、従先規七ヶ村立合柴草刈来由申之、下止々呂美よ里ハ東長尾山ハ豊嶋郡下止々呂美領無紛由申二付、度々僉儀之上、此度為檢使石川源五左衛門、川副新右衛門、万年長十郎、被差遣之遂糺明之處、寛文元年九月十四日之裁判書に、長尾山之儀、以國繪圖被相改之處、豊嶋郡無紛由在之、其上彼山内に下止々呂美之古田数多有之上者、細郷申分不届候、然上ハ先年於江戸裁許之通、東ハ風口黒石、堀切、地はんか石江見通し、ミなき里の尾境、土器割長尾大道を限、北方下止々呂美村山たるべし、細郷よ里申五石式斗之年貢山地所令穿鑿之處、細郷之村々山支配為村限之處、慈菌寺境内与申山壱ヶ所、七ヶ村入相場にて年貢ハ内山手米拾石式斗四升七合之内たるよし、難申難立候、向後五石式斗之山年貢、右慈菌寺境内与申山より可相立之、仍為後鑑繪圖之表領境墨引加印判、双方江下置之条、此旨不可違失者也。元禄元年戊辰年十一月、と読みます。ざっと申しますと、横山村を含む七ヶ村と下止々呂美村が山論していたのですが、この山は下止々呂美村のものであったということ裁定されました。元禄元年十一月、志摩、安藝、大和とありますが、これは京都町奉行所の職名で、志摩は京都町奉行の井上志摩守。安藝は同じ京都町奉行の前田安藝守、大和は京都所司代の内藤大和守。原本は刻印が押しおまして、これは双方に下し置きですから、原則、細郷七ヶ村と吉川村双方に下されたものと思います。ただ、吉川村は下止々呂美と山権を共有しておまして、財産的に共通利害者であったため、下止々呂美村から吉川村へわざわざ送られてきたものであります。文化財保護委員からはそういった経緯がはっきりしていて地図も鮮明で、当時としては珍しい広域地図が残っており、加えて長尾大道が地図に表されたものが非常に少ない。というところから非常に貴重なものであるので、ぜひとも文化財に指定して欲しいということでありました。

【生涯学習課長】

先ほど小嶋主査から申しあげました通り、非常に貴重な文化財であるということですので、豊能町の指定文化財として指定するというに関しまして、よろしくご審議いただきご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございました。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第5号議案「豊能町指定文化財の指定について」賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第5号議案は可決されました。次に、前回会議以降の各課の報告に移ります。順次、事務局より説明をお願いいたします。

【こども未来部長】

- ・豊能町事務分掌条例の改正について

【こども育成課長】

- ・6月から7月にかけての3所園の行事について

【生涯学習課長】

- ・生涯学習課に関する各事業について

【教育長】

次回のことでございますが、7月の教育委員会会議につきましては小学校の教科用図書の採択が議案に挙がって参ります。これは時間を取って丁寧に進めていきたいと思っておりますので、開始の時間を27日（木）、通常より1時間早めまして午後1時半からでご予約置きいただけましたらと思います。なお、学習会につきましては、13日の朝9時半から午前中、採択に向けての学習会、意見交換会を開催させていただきたいと思っております。ご都合のつかない委員さんにつきましては、見本本の巡回をしておりますので、お気づきの点等ございましたらお寄せいただけましたらと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。次回の27日の教育委員会会議が終わった後、管理職研修会という形でこの場所で小松先生に講師をお願いいたしまして、海外の教育の状況、学校の様子、子どもたちの様子を見ていただいておりますので、そのお話をさせていただこうと思っております。教育委員さん方もご都合がございましたら、一緒に聞いていただけたらと思います。先生からは、聞くだけではなく一緒に考えてもらいますということでございますので、心づもりをしておいていただけましたらと思います。学校園所の管理職の先生や指導主事、事務局の方も入らせていただいて、小松先生には快くお引き受けいただきました。どうかよろしくお願いをいたします。以上をもちまして、令和5年度第3回豊能町教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時40分